

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
に当たるとき
は、その翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則(障害福祉課)
- ◇告 示 土地改良事業の認可申請の適否の決定(農村整備課)
保安林の指定予定(森林保全課)
保安林の指定の解除予定(四件)(〳〵)
- ◇雑 報 平成十年度第二回理容師実地試験等の実施(県民生活課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則

一 収入月額から必要経費及び八、〇〇〇円を控除した額が一九、七八〇円を超える入居者に係る境港通勤寮の利用に対する費用の徴収月額を、収入月額から必要経費及び八、〇〇〇円を控除した額(上限 一九、九六〇円)に引き上げることとした。

二 この規則は、平成十年十月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十八号

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通勤寮管理規則(昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「一九、七八〇円」を「一九、九六〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成十年十月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百三十九号

境港市が行う土地改良事業(基幹水利施設補修事業弓浜地区農業用排水)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年九月三十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百四十号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字久連字竹ノ上ノ一 三三〇の一、三三〇の二、字田ノ平上ミ三七

七、日南町花口字大原山一九八九の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹ノ上ノ一 三三〇の一・三三〇の二・字田ノ平上ミ三七七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字大原山一九八九の四

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第六百四十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字雨滝字左ノ谷八五三の七、字十王八五四の八（次の図に示す部分に限る。）、八五四の一三から八五四の一六まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第六百四十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字蹴落五七二の一（次の図に示す部分に限る。）、五七二の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第六百四十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字大田山二七一の二から二七一の四まで
保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第六百四十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町本郷字舟木谷二〇一八の一（次の図に示す部分に限る。）、二〇一八の五から二〇一八の八まで

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。

雑 報

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定に基づき、平成10年度2回理容師実地試験及び美容師実地試験を次のとおり実施する。

平成10年9月29日

財団法人理容師美容師試験研修センター理事長 柳 瀬 孝 吉

1 試験期日

- (1) 理容師実地試験 平成10年11月30日（月）
 (2) 美容師実地試験 平成10年12月7日（月）

2 試験会場 鳥取市南吉方一丁目71-3
鳥取県理容美容高等専修学校

3 試験科目

- (1) 理容師実地試験
 ア 理容の基礎的技術
 (ア) カットイング ミディアム分髪スタイルとする。
 (イ) シェービング フェイシャル・シェービング、ネットク・シェービング及び顔面処置を含む。
 (ウ) 整髪 分髪線のある基本整髪とする。
 イ 消毒薬の取扱い
 ウ 理容を行う場合の衛生上の取扱い
 (2) 美容師実地試験
 ア 美容の基礎的技術

(ア) 第1課題 ワイニング ノー・パート、シムトリー構成とする。

(イ) 第2課題 オリジナル・セッティング センター・パート構成とする。

イ 消毒薬の取扱い

ウ 美容を行う場合の衛生上の取扱い

4 受験資格

(1) 理容師試験 改正法による改正前の理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第5項に定める者

(2) 美容師試験 改正法による改正前の美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第5項に定める者

5 受験願書受付期間及び時間

平成10年10月27日（火）から同年11月2日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前10時から午後4時まで（郵送の場合は、平成10年11月2日（月）までの消印のあるもの限り受け付ける。）

6 受験願書提出先

〒680-0832 鳥取市弥生町302-2 JTB鳥取ビル2階

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

7 受験手数料及び納付方法

受験手数料は13,000円とし、これを所定の方法によりに納付すること。

8 その他

(1) 受験願書等配布場所

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

(2) 受験願書等配布期間及び時間

平成10年10月23日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、郵送により受験願書等を請求する場合は、160円切手をはったあて先明記の角形2号（縦332mm、横240mm）の返信用封筒を同封すること。

(3) 問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部
電話 0857-29-6086